

議員提出議案第3号

八王子市議会会議規則の一部を改正する規則設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年(2024年)6月10日

提出者 八王子市議会議員 西室真希

賛成者 八王子市議会議員 古里幸太郎

同 九鬼ともみ

同 立川寛之

同 金子亜希子

同 小林秀司

同 市川克宏

同 吉本孝良

同 久保井博美

同 五間浩

同 小林裕恵

同 石井宏和

八王子市議会議長

鈴木玲央 殿

八王子市議会会議規則の一部を改正する規則

八王子市議会会議規則（昭和43年八王子市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また</u>同様とする。</p>	<p>(連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも <u>また</u> 同様とする。</p>
<p>(議席)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(議席)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に<u>諮つて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>	<p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を <u>すべて</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>
<p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変</u></p>	<p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に<u>諮つて</u>決める。</p>

更することができる。

4 会議の開始は、ブザーで報ずる。

(休会)

第10条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(定足数に関する措置)

第12条 (略)

2 (略)

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に連絡所の届出をした者については、当該届出の連絡所)に、文書又は口頭をもつて行う。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(先決動議の表決順序)

第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

3 会議の開始は、ブザーで報ずる。

(休会)

第10条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(定足数に関する措置)

第12条 (略)

2 (略)

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に連絡所の届出をした者については、当該届出の連絡所)に、文書又は口頭をもつて行なう。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(先決動議の表決順序)

第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 議会に提出した事件(請願を含む。)を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長の承認を要する。ただし、会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 (略)

3 (略)

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(散会及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 議会に提出した事件(請願を含む。)を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長の承認を要する。ただし、会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 (略)

3 (略)

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(散会及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、

は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行うとき議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙(様式第1号)を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力について疑義があるときは、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(一括議題)

討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行なうとき議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙(様式第1号)を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力について疑義があるときは、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託又は省略)

第37条 (略)

2 (略)

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したとき、議長は、修正案の説明をさせる。

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託又は省略)

第37条 (略)

2 (略)

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したとき、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終らなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当つても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は、効力を

失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が**全て**発言を**終わった**後でなければ発言を求めることができない。

2 (略)

3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が**終わった**後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が**終わる**までは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、**全て**簡明にするものとし、議題外にわたり**又は**その範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、**発言を**禁止することができる。

3 議員は、質疑に**当たっては**、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に**諮って**決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が**終わらなかつた**議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が**すべて**発言を**終つた**後でなければ発言を求めることができない。

2 (略)

3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が**終つた**後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が**終る**までは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、**すべて**簡明にするものとし、議題外にわたり、**又は**その範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は**発言を**禁止することができる。

3 議員は、質疑に**当つては**、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に**諮って**決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が**終らなかつた**議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長長の宣告に対して出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員8人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可と

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長長の宣告に対して出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員8人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行なう場合には、問題を可

する者は所定の白票（様式第2号）を、問題を否とする者は所定の青票（様式第3号）を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙（様式第4号）に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 （略）

（選挙規定の準用）

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

（簡易表決）

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

とする者は所定の白票（様式第2号）を、問題を否とする者は所定の青票（様式第3号）を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第73条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙（様式第4号）に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 （略）

（選挙規定の準用）

第74条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

（簡易表決）

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 (略)

(会議録の記載事項及び方式)

第85条 (略)

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(定足数に関する措置)

第94条 (略)

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 (略)

(会議録の記載事項及び方式)

第85条 (略)

2 議事は、速記法によつて速記する。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(定足数に関する措置)

第94条 (略)

2 (略)

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第97条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うことを例とする。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(議事の継続)

第107条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件

2 (略)

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(議案等の朗読)

第97条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うことを例とする。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(議事の継続)

第107条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件

が議題となったときは、前の議事を継続する。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(委員外議員の発言)

第115条 (略)

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第116条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第117条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第119条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第120条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長

が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査をつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(委員外議員の発言)

第115条 (略)

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第116条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第117条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第119条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第120条 質疑又は討論が終つたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長

は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(互選の方法)

第124条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第125条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第126条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第129条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第130条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(互選の方法)

第124条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第125条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第126条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第129条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第130条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第133条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第135条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第136条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第137条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

(紹介議員の取消し)

第138条 議会に提出した請願について、これ

2 (略)

(選挙規定の準用)

第133条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第135条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第136条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第137条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

(紹介議員の取消し)

第138条 議会に提出した請願について、これ

を紹介した議員がその紹介の取消しをしようとするときは、議長の承認を要する。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては議会の承認を要する。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 (略)

2 紹介議員は、前項の要求が**あった**ときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により**議長に報告**しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので**議長が必要があると認めるものは**、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第145条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に**諮って**その許否を決定する。

3 (略)

を紹介した議員がその紹介の取消しをしようとするときは、議長の承認を要する。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては議会の承認を要する。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 (略)

2 紹介議員は、前項の要求が**あつた**ときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により**意見を付け、議長に報告**しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、**その内容が請願として取り扱うことが適当と認められる場合は**、請願書の例により処理することができる。

(議長及び副議長の辞職)

第145条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に**諮って**その許否を決定する。

3 (略)

(資料等の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第157条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の提出)

第159条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第160条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

第161条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(議員の派遣)

第165条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決

(資料等印刷物の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第157条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の提出)

第159条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第160条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(戒告又は陳謝の方法)

第161条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(議員の派遣)

第165条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決

でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合又は閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たつては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第166条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つて決定する。

でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合又は閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たつては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第166条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つて決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別紙 2

提案理由

令和 5 年 4 月に地方自治法の一部が改正され、これに併せた地方議会における標準市議会会議規則の改正を踏まえ、本市議会においても本市議会の議会運営に合わせた、所要の規定整備を行う「八王子市議会会議規則」の一部の改正を提案する。